

京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例（平成23年3月23日京都市条例第57号）（行財政局総務部総務課）

公立大学法人京都市立芸術大学を設立することに伴い、地方独立行政法人法第11条第1項の規定により、市長の附属機関として設置する公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会の組織及び委員その他同評価委員会に関し必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 57 号

京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法に定めるもののほか、公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、大学の教育研究又は事業の経営に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

(行財政局総務部総務課)